

○白石町東京圏在住者移住支援金交付要綱

令和元年10月1日

白石町訓令乙第61号

改正 令和2年4月1日訓令乙第69号

(趣旨)

第1条 白石町は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、白石町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から白石町に移住した者が、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）の規定によるマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において白石町東京圏在住者移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、佐賀県地方創生移住支援事業補助金交付要綱、県実施要領、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 白石町へ住民票を異動し、生活の本拠を白石町へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 佐賀県又は他の都道府県が移住支援金の対象として選定した法人であって、佐賀県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(5) 起業支援金 県実施要領に基づき佐賀県が起業者に対して支出する起業支援金をいう。

(移住支援金の交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区の企業等への通勤又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区の企業等への通勤又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、移住する3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和元年10月1日以降に白石町へ転入した者であること。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して白石町に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者

でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他町長が移住支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、佐賀県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。

オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が移住支援金の交付対象として掲載された日以降であること。

カ 当該中小企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件として、起業支援金の交付決定を受けており、かつ、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）として、次に掲げる全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年10月1日以

降に白石町へ転入した者であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において移住後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、白石町東京圏在住者移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し、その他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 移住元の住民票の除票、その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 白石町東京圏在住者移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- (4) 別表1に掲げる証明書類等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 移住支援金の交付申請日から5年以内に白石町での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 移住支援金の交付に関する状況報告及び立入調査について、佐賀県及び白石町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、第5条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、移住支援金の交付を決定し、白石町東京圏在住者移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 移住支援金の交付決定を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、前条に定める白石町東京圏在住者移住支援金交付決定通知書を受領後、速やかに白石町東京圏在住者移住支援金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（返還請求）

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

（1）全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 第6条第2号に規定する状況報告又は立入調査に応じない場合
- ウ 移住支援金の交付申請日から3年未満に白石町から転出した場合
- エ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に白石町から転出した場合

（交付手続の特例）

第10条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条に規定する補助金等の額の確定に係る通知は省略するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日訓令乙第 69 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	申請書の添付書類
就業により移住支援金の交付を受けようとする者	就業証明書（白石町東京圏在住者移住支援金交付申請用）（様式第2号）
起業により移住支援金の交付を受けようとする者	ア 起業支援金の交付決定通知書の写し イ 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
東京23区以外の東京圏から東京23区の企業等へ通勤していた者	ア 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し等） イ 東京23区で通勤していた企業等の在勤地及び在勤期間の分かる書類（就業証明書、労働基準法第22条第1項の規定により交付した証明書等）
東京23区以外の東京圏から東京23区の企業等へ通勤していた法人経営者又は個人事業主	在勤地及び5年以上の在職期間の分かる書類（開業届出済証明書、登記簿謄本、納税証明書、確定申告書の写し等）